

給 付 一 覧 表

川口工業健康保険組合(平成30年4月1日現在)

給付の種類		給付条件	給付内容	給付期間
被 業 務 外 の 定 病 給 者 が 付 本 人 亡 出 産	療養の給付	病気やけがのとき保険医に「保険証」を診察の前に提示すれば治療をうけられます。なお、 業務上や通勤途中の災害による病気やけがは、健康保険ではかかれませんが、労災保険で診療が受けられます。 又、第三者行為(交通事故等)による時は、届出が必要です。	治療費の7割は組合で負担、あとの3割は自己負担となります。 (70歳～74歳の自己負担は2割(75歳到達まで特例措置1割)又3割) 但し、誕生日が昭和19年4月2日以降の方は、自己負担2割又は3割	会社を退職しない限り、なおるまでかかれます。 (退職した翌日からは、保険証は使えません。)
	療養費	やむをえず保険証なしで受診した場合で健保組合が認めたときに支給されます。	健康保険で定められた治療費の範囲内で、7割の額が支給されます。 (70歳～74歳は8割(75歳到達まで特例措置9割)又7割) 但し、誕生日が昭和19年4月2日以降の方は8割又は7割	
	高額療養費	病気やけがのため診療を受けた月毎に自己負担限度額をこえたとき (低所得者は35,400円をこえたとき)に支給されます。	・1ヵ月1件の医療費自己負担が、所得区分に応じ定められた自己負担限度額を超えたとき、 超えた額が支給されます。	
	高額療養費	人工透析を要する慢性腎不全または血友病、後天性免疫不全症候群の治療をしているときに「特定疾病療養受療証」により受診された場合	・一般 1ヶ月の自己負担限度額を10,000円として10,000円をこえる部分について現物給付 ・上位所得者 1ヶ月の自己負担限度額を20,000円として20,000円をこえる部分について現物給付	
	合算高額療養費	被保険者及び被扶養者の21,000円こえる自己負担が、同月内に2件以上あつたとき(低所得者も21,000円)	合算した自己負担額が高額療養費をこえた額が支給されます。	
	合算高額療養費	1年間に高額療養費を3回以上受けているとき	4回目から所得区分に応じて定められた額(低所得者24,600円)をこえた額が支給されます。	
	傷病手当金	病気やけがのため労務不能でその期間に給料の支払がなかったとき、休みはじめた日から数えて4日目から支給されます	休んだ日1日につき、支給開始月を含む直近12ヵ月の平均標準報酬月額を30で除した標準報酬日額の3分の2が支給されます。	1年6ヶ月が限度となっています。
	移送	重病で病院等に患者を移送する場合で、事前に(緊急のときは事後でも)健保組合の承認を受けたときに支給されます。	基準により算定した額が支給されます。	
	埋葬料(費)	被保険者が死亡し埋葬を行なった家族に埋葬料として支給されます。 その他の人が埋葬を行ったときは埋葬費が支給されます。	埋葬料は定額 50,000円が支給されます。 埋葬費は 50,000円の範囲内で実際に要した額が支給されます。	喪失後3ヶ月以内に死亡した場合も支給されます。
	出産育児一時金	被保険者が出産をしたときに支給されます。	定額 404,000円が支給されます。産科医療補償制度加入機関での22週以降の出産は420,000円支給されされます。	喪失後6ヶ月以内に出産したときは支給されます。(被保険者期間1年以上)
出産手当金	出産のため欠勤し、給料の支払がなかったときに支給されます。	傷病手当金の場合と同様です。	出産当日まで42日間(多胎妊娠98日間)出産翌日より56日間が限度となっています。	
被 病 家 族 療 養 給 者 が 付 家 族	療養の給付	病気やけがのとき保険医に「保険証」を診察の前に提示すれば治療をうけられます。なお、 第三者行為(交通事故等)による時は、届出が必要です。	治療費の7割は組合で負担、あとの3割は自己負担となります。 (未就学児は組合負担8割、自己負担2割)。 (70歳～74歳の自己負担は2割(75歳到達まで特例措置1割)又3割) 但し、誕生日が昭和19年4月2日以降の方は、自己負担2割又は3割	被保険者が会社を退職しない限り、なおるまでかかれます。 (退職した翌日からは、保険証は使えません。)
	家族療養費	やむをえず保険証なしで受診した場合で、健保組合が認めたときに支給されます	健康保険で定められた治療費の範囲内で、7割の額が支給されます。 (未就学児8割)。 (70歳～74歳は8割(75歳到達まで特例措置9割)又7割) 但し、誕生日が昭和19年4月2日以降の方は8割又は7割	
	家族高額療養費	病気やけがのため診療を受けた月毎に自己負担限度額をこえたとき (低所得者は35,400円をこえたとき)に支給されます。	・1ヵ月1件の医療費自己負担が、所得区分に応じ定められた自己負担限度額を超えたとき、 超えた額が支給されます。	
	家族高額療養費	人工透析を要する慢性腎不全または血友病、後天性免疫不全症候群の治療をしているときに「特定疾病療養受療証」により受診された場合	・一般 1ヶ月の自己負担限度額を10,000円として10,000円をこえる部分について現物給付 ・上位所得者 1ヶ月の自己負担限度額を20,000円として20,000円をこえる部分について現物給付	
	合算高額療養費	被保険者及び被扶養者の21,000円こえる自己負担が、同月内に2件以上あつたとき(低所得者も21,000円)	合算した自己負担額が高額療養費をこえた額が支給されます。	
	合算高額療養費	1年間に高額療養費を3回以上受けているとき	4回目から所得区分に応じて定められた額(低所得者24,600円)をこえた額が支給されます。	
	高額介護合算療養費	8月1日～翌年7月31日の期間中、被保険者及び被扶養者に介護保険を受給し健康保険と介護保険の自己負担の合算額が、自己負担限度額を超えた場合支給されます。	合算の自己負担から自己負担限度額を超えた分が支給されます。	
	移送	重病で病院等に患者を移送する場合で、事前に(緊急のときは事後でも)健保組合の承認を受けたときに支給されます。	基準により算定した額が支給されます。	
	死亡埋葬料	被扶養者が死亡したときに支給されます。	50,000円	
	出産育児一時金	被扶養者が出産をしたときに支給されます。	404,000円 産科医療補償制度加入機関での22週以降の出産は420,000円支給されます。	
本 人 給 付	一部負担還元金 訪問看護療養費 付加金	病気やけがで診療を受けた月毎に一部負担還元金等の自己負担額をこえたときに支給されます。(ただし、各種療養に要した費用1件につき) ※合算高額療養費の支給を受けたときは、支給されません。	診療を受けた月毎に所得区分に応じた金額を控除した額(100円未満切捨)が支給されます。 ただし、高額療養費の支給があった場合はその額を差引いて支給されます。	
	埋葬料付加金	被保険者及び被扶養者が死亡し、埋葬料(費)又は家族埋葬料が支給されるときに支給されます。	埋葬料(費)が支給されるときに、 20,000円 が支給されます。 ただし、埋葬費と埋葬料付加金が埋葬に要した費用をこえるときは、埋葬に要した費用から埋葬費に相当する額を差引いた額が支給されます。 家族埋葬料の場合は、 10,000円 が支給されます。	(退職した翌日以後の支給はありません)
	出産育児一時金 付加金	被保険者及び被扶養者が出産し、出産育児一時金又は家族出産育児一時金が支給されるときに支給されます。	出産育児一時金が支給されるときに、 20,000円 が支給されます。 家族出産育児一時金が支給されるときは、 10,000円 が支給されます。	(退職した翌日以後の支給はありません)

※上位所得者とは、標準報酬月額(月収に相当)53万円以上の方です。

※低所得者は、市町村民税非課税・生活保護の方です。